

告示

埼玉県選管告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年四月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人若狭会 介護老人福祉施設すみれ野	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目 二千六百五十八番地の一
老人ホーム	社会福祉法人若狭会 地域密着型介護老人福祉施設 平安の森	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目 二千六百七十八番地の一